

## ○蘆花記念公園内の第一および第二休憩所等の施設利用にかかる管理・運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蘆花記念公園内の第一休憩所、第二休憩所及び野外炊事場（以下、「休憩所等」という。）の管理および運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 休憩所は、公園利用者が休憩する際に利用し、野外炊事場は、野外炊事を必要とする際に利用する施設である。

(利用者の範囲)

第3条 休憩所等を利用できる者の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 逗子市及び本市の機関
- (2) 逗子市内の官公署
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する市内の保育所
- (4) 市内に在住、在勤または在学する者または市内で活動する団体で、次条に定める登録をした者または団体
- (5) その他公園管理者が、休憩所等を利用することを認める者または団体

(利用者の登録)

第4条 登録を希望する者または団体は、蘆花記念公園内施設利用（団体・個人）登録申請書（第1号様式）を公園管理者に提出する。

2 公園管理者は、前項の規定による申請を受理し、登録承認の可否を決定したときは、蘆花記念公園内施設利用（団体・個人）登録承認決定通知書（第2号様式）を申請者あてに交付し、これを承認したときは、蘆花記念公園内施設利用（団体・個人）登録名簿（第4号様式）に登載する。

3 登録団体の代表者等は、登録内容に変更を生じたときは、すみやかに公園管理者に蘆花記念公園内施設利用（団体・個人）登録変更届（第3号様式）を提出する。

4 登録団体の代表者等は、休憩所等の利用責任者を明確にするとともに、許可条件の遵守および利用時の事故防止に万全を期すものとする。

5 登録の有効期間は、登録の申請をおこなった年を含めて、5年後の12月末日までとする。

6 登録団体等の登録の有効期間満了の後引き続き休憩所等の利用を希望する者または団体は、有効期間満了の2ヶ月前から満了の前日までの間に、蘆花記念公園内施設利用（団体・個人）登録申請書（第1号様式）を公園管理者に提出するものとします。

(登録の抹消等)

第5条 公園管理者は、登録団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、その団体等登録を休止し、または取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録団体等になったことが判明したとき。
- (2) 著しく使用許可条件に違反して休憩所等を利用したとき。
- (3) その他、公園管理者が著しく不相当と認める行為をしたとき。

(利用者の遵守事項)

第6条 休憩所等の利用者は、各施設の利用に関して公園管理者の指示に従うとともに、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 休憩所等を、第2条に規定する目的以外の利用に供さないこと。
- (2) 休憩所等の備品や器具等を施設外に持ち出さないこと。
- (3) 休憩所等の建物及び付帯設備等を損傷または滅失させないこと。
- (4) 休憩所等の建物及び付帯設備等を許可なく改造し、または造作を加えないこと。
- (5) 休憩所等に許可なく危険物、不衛生な物品または動物を持ち込まないこと。
- (6) 休憩所等で騒音や大声を発し、公園利用者や近隣住民へ迷惑をかける行為をしないこと。
- (7) 休憩所等で喫煙したり、泥酔状態で利用したりしないこと。
- (8) 許可書を他人に譲渡したり、転貸等をしないこと。
- (9) 公園内に車を駐車しないこと。
- (10) 火気等を指定の場所以外で使用しないこと。
- (11) 清掃及びセキュリティーシステムや鍵の開閉について、公園管理者の指示に従うこと。
- (12) そのほか、公園の管理に支障がある行為をしないこと。

(利用者の責任)

第7条 利用者は、故意または自己の過失により休憩所等の施設や付帯設備を損傷または滅失させたときは、公園管理者の指示に従い、その原状回復または損害賠償をするものとします。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項や、その他休憩所等の利用に関する疑義が生じたときは、その都度、公園管理者と利用者が協議して解決するものとする。

附 則

(施行日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。